

Kii-Gun (近夷郡) and Rule by the Josaku (城柵)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-11-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 公男 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24289

近夷郡と城柵支配

熊谷公男

はじめに

律令国家の蝦夷政策は、蝦夷を強攻撃（征討）や懐柔策（饗給）によって支配下におくことを目的とし、最終的には彼らを編戸の民として調庸を徴収するという、律令的な支配体制を樹立することをめざすものであったと考えられる。その点からいえば、平川南氏が「城制から郡制へ」という形で定式化したように、城柵支配はその地域に律令的な支配体制を実現するまでの過渡的な支配形態という側面を確かにもっていた。また蝦夷と境を接する地域では、建郡後も城柵が存続することが多かったが、それらの城柵は通常周辺の複数の郡を統轄する役割をはたしており、その意味で城柵が「準国府的性格」を有する「広域行政府」とも呼びうるものであったことも平川氏の指摘のとおりであろう。

今泉隆雄氏は、城柵とは、法的には国司が常駐して、職員令大國条の陸奥・出羽・越後の国守の職掌として掲げられている「饗給（撫慰）、征討、斥候」の規定を実施するために設置された施設、ということができるとを指摘している。すなわち城柵は、まさに律令国家の蝦夷支配を遂行する主体であって、より遠方の未服の蝦夷を服属させて律令国家の支配領域を拡大するという役割をになつていたのである。本稿では、城柵を蝦夷支配の拠点ととらえ、城柵とその管轄下の郡の関係を、かかる蝦夷支配との関連を基軸にすえて考えてみることにしたい。

さて城柵を拠点として蝦夷支配を遂行するには、兵力、あるいは城柵の造営や修理の労働力として、また軍糧や蝦夷の禄物として、膨大な人的・物的資源を必要とした。この点から考えると、城柵の設置された地域の郡（Ⅱ）「近

夷郡」は、城柵を拠点とした蝦夷支配と不可分に結びついていたはずで、その遂行に必要な人的・物的資源の供給盤をになつていたと考えられる。

陸奥・出羽両国の諸郡は、(1) 一般の令制郡、(2) 蝦夷と境を接する地域に置かれた近夷郡、(3) 服属した蝦夷集団によつて構成される蝦夷郡の三つの類型に区分することができると思われる。このうち(2)の「近夷郡」という語は、『三代格』弘仁五年三月二十九日官符所引の天平七(七三五)年五月二十一日格に「陸奥之近夷郡」と見える。なお同格にもとづくと思われる『延喜式』(式部上)の規定では「陸奥縁辺郡」とされている。ほかに『三代格』大同五(八一〇)年二月二十三日官符には「黒川以北之奥郡」とあり、「奥郡」も「近夷郡」と同様の意味で使われていることが知られる。⁽³⁾ 近夷郡の重要な特徴としては、城柵の設置されている地域に建置されて城柵と併存し、その住民は移民系を主体として構成されているが、ほかに蝦夷系の住民も少なからず存在したことなどがあげられよう。陸奥国では神亀元年ごろいっせいに成立したと考えられる黒川以北十郡⁽⁴⁾が近夷郡の典型であろうが、その後⁽⁵⁾に成立する桃生・栗原・胆沢などの諸郡も、当然、この類型に含まれる。また出羽国では、雄勝城の管轄下にあつたと考えられる雄勝・平鹿・山本の山北三郡が、やはり近夷郡の範疇にはいると思われ⁽⁵⁾る。

(3)の「蝦夷郡」は『書紀』斉明紀五(六五九)年三月条の阿倍臣(比羅夫)が肉入籠に至ったときに、問菟⁽⁶⁾の蝦夷二人が後方羊蹄⁽⁷⁾を政所とすべきことを進言したという記事の分注に「政所、蓋蝦夷郡乎」とみえている。この分注は『書紀』の編者の施したものであろうが、とすればこの「蝦夷郡」という語は、少なくとも『書紀』の編纂された八世紀前半に、蝦夷によつて構成されるある種の郡をさして現実に使用されていたものとみなくてはならない。

天平八(七三六)年度の薩摩国正税帳には「隼人一十一郡」という呼称が見えており(『大日本古文書』二卷一二頁)、隼人によって構成された郡を「隼人郡」といったのに対して、蝦夷によって構成された郡を、当時、「蝦夷郡」と呼んだのである。具体的には、(a)『統紀』靈龜元(七一五)年十月丁丑条で陸奥の蝦夷第三等^{おろし}良志^{らうし}別^{わか}宇蘇^{うそ}弥^み奈^ならが香河村に、蝦夷須賀君古麻比留^{こまひりゅう}らが閉村に郡家を建てたいと請い、いずれも建郡が許された例や、(b)同書天平二(七三〇)年正月辛亥条で田夷村の蝦夷たちの願い出により、同地に郡家を建てることを許された例などをさしたのであろう。『書紀』の分注が、蝦夷がその設置を進言した後方羊蹄の「政所」という施設をさして「蓋蝦夷郡乎」と注解しているのと、『統紀』の建郡記事がいずれも蝦夷の申請にもとづいて、「郡家」を建てることを主要内容としていることも、両者符合する。要するに「蝦夷郡」とは、服属した蝦夷からの申請にもとづいて、蝦夷の希望する場所に郡家を設置し、申請者たる蝦夷の族長をそのまま郡司に任命して、律令国家と一定の政治的な関係を取り結ぶことを原則としたもので、⁽⁶⁾蝦夷の集団としてのまとまりは破壊されずに存続したと考えられる。この蝦夷郡については別の機会に詳しく述べることにしたいが、(b)が通説のごとく遠田郡の建郡記事であるとすれば、この場合のように、律令国家の領域に隣接した地域に設定される場合と、(a)の事例のように、領域外の未服の蝦夷の居住地のなかに孤立した形で設定される場合とがあらたに考えられる。⁽⁷⁾

以上のごとく、近夷郡は辺境の郡のひとつの類型としてとらえられるが、注意されるのは近夷郡の設置された地域が、蝦夷と境を接しているという特殊事情から在地の状況がきわめて不安定で、蝦夷との対立がよまると住民の多くが逃亡してしまうということもしばしば起こったことである。そのうえこの地域には移民系と蝦夷系の住民

が混住していたのであるから、その点でも通常の令制郡とは大きく異なっていた。近夷郡は、このような特殊な状況、住民構成のもとで、城柵による蝦夷支配の基盤となる人的・物的資源の確保をおこなわなければならなかったのである。近夷郡としての黒川以北十郡が微小な郡の集合体として存在した理由も、このような点をふまえながら明らかにされる必要がある。

本稿では以上のような問題関心から、まず城柵が当初より一貫して、一定数の住民を付属した、蝦夷支配をある程度自律的におこないうる組織として存在したことを論じ、つぎに近夷郡を、そのような城柵を拠点とする蝦夷支配を支える基盤としてとらえ、その内部構造や城柵支配との関連を具体的に考えてみることにしたい。

注(1) 平川南「古代における東北の城柵について」(『日本史研究』二二六 一九八二)。

(2) 今泉隆雄「城柵の官制について」(『科学研究費補助金研究成果報告書』北日本中世史の総合的研究 一九八八)。

(3) ほかに「奥郡」という語は、『統紀』宝龜七年十二月丁酉条・延暦元年五月甲午条、『後紀』大同三年十二月甲子条などにも見える。

(4) 黒川以北十郡が、東国への依存を最小限にして可能なかぎり陸奥一國で蝦夷支配を遂行していこうとする「神龜元年」体制創設の一環として、鎮守府Ⅱ鎮兵制度の創設、軍団制の強化や多賀城・玉造等五柵の建置など一連の政策によって、神龜元七(二四)年ごろにいっせいに成立したと考えられることは、拙稿「黒川以北十郡の成立」(『東北学院大学 東北文化研究所紀要』二一九八九)で述べた。

(5) 『三代実録』元慶四(八八〇)年二月二十五日己酉条に「先是出羽国言、管諸郡中山北、雄勝・平鹿・山本三郡、遠去三国府、近接三賊地」。昔時叛夷之種、与三民雜居、動乘三間隙、成三腹心病……とある。

(6) それが通常、貢納制的な支配＝隸屬関係とみるべきものであることは、拙稿「阿倍比羅夫北征記事の基礎的考察」(高橋富雄編「東北古代史の研究」吉川弘文館一九八六)で述べた。ただし(b)のような事例については別に考える必要がある。

(7) 村尾次郎氏が「夷郡」と名づけたものも同様のものをさすとみられるが、「奥羽の動乱と俘軍」(「律令財政史の研究」増訂版吉川弘文館一九六四)、「夷郡」という言葉は当時の文献には見えないので、ここではとらない。また「権郡」を辺境の郡の一類型としてあげる説もある(服部昌之「東北地方における郡の成立」(「史林」四六一—一九六三、のちに補訂して「律令国家の歴史地理学的研究」(大明堂一九八三)に所収)。この「権郡」というのは、「統紀」延暦四(七八五)年四月辛未条に「名取以南一十四郡、僻在_二山海_一、去_レ塞懸遠。屬_レ有_二徵發_一、不_レ會_二機急_一。由_レ是_二權置_一多賀・階上_二郡_一、募_レ集百姓、足_レ人兵於_二国府_一、設_レ防禦於_二東西_一。誠_レ是_二備_一預不虞_一、推_レ鋒万里_一者也。但以、徒有_二開設之名_一、未_レ任_二統領之人_一。百姓願望、無_レ所_レ係_レ心。望請、建_レ為_二真郡_一、備_二置_一官員」とある記事から案出された語のようであるが、この記事内容からすると「權に多賀・階上_二郡_一を置く」とは、後文に「徒に開設の名ありて、未だ統領の人を任ぜず」、あるいは「建てて真郡となし、官員を備へ置かん」とあるように、郡が設置されたのにその官員(＝統領の人)が任命されていない、という変則的な状態をいったものであって、制度的な存在とは考えられず、したがって辺境の郡のひとつの類型とはみなしがたい。むしろ、ここに見える多賀・階上の二郡は、城柵の設置地域に移民を主体として建置されたものであることからいって、「近夷郡」の一例とみるべきものであろう。

一 律令官人の城柵観

本節では城柵支配の実態を具体的に考える手がかりとして、まず最初に蝦夷支配を遂行する立場にあった律令国家の官人貴族層が城柵をどのようなものと考えていたか、ということを取り上げてみたい。

天平九(七三七)年に陸奥按察使大野東人らは、多賀城から出羽柵への直路を開通させようとして、出羽国司田辺難波(難破)らと協同作戦をとり、大規模な軍事行動を実施するが、そのときの東人と難波のやりとりのなかに、

当時の律令官人の城柵観が具体的に語られていて興味深い。それは遠征軍が賊地比羅保許山ひらほこまで行ったときのこと、雄勝村の俘長ら三人が官軍の進攻を恐れて帰降してくるということがあって、それにどう対応するかを両者で協議するのであるが、そのとき難波は「今回の軍事行動の目的は俘狄を教諭して城を築き、民を居住させるためであり、もし彼らの申し出を無視して進攻すれば、俘らは山野へ逃走してしまい、労多くして功少なく、上策とはいえない。ここは官軍の威を示してこの地から引き返し、あとで難波が説得して帰順させれば、城郭はまもりやすく人民はながく安堵するであろう」と意見を述べたが、東人もこれに同調して「東人の作戦は、はやく賊地に入って耕種し、穀を貯えて運糧の労力をはぶこうというものであった。ところが今春は大雪で、それができない。城郭は一朝にもなるが、城をまもるのは人であり、糧食が不可欠であるのに、耕種の時をうしなつては、その供給がでない」として、雄勝地方への進攻を断念して多賀柵に帰還するのである。『統紀』同年四月戊午条。両者が城柵について語っているなかでまず注目されるのは、城柵の設置と民の居住とが一体のものと考えられていることである。この城柵に付属する民は城柵の守備要員であると同時に耕作に従事して糧食を生産し、運糧の労力をはぶくという任務も負うものと考えられている。この民とはいうまでもなく柵戸のことであろう。要するに、兵士と糧食の供給源としての民が城柵には必須のものと考えられており、東人も難波も城柵に一定数の民を付属させることによつて、蝦夷支配に必要な人的・物的資源をできうるかぎり自給自足するという体制を城柵支配のありうべき姿として念頭に置いているのである。もう一点注目されるのは、難波が留意していることであるが、城柵を設置する地域の蝦夷（狄俘）を説得して味方につけないと城柵の防守が困難になるとして、在地の蝦夷の帰順が城柵の維持に

不可欠なことを主張していることである。すなわち両者の城柵観をまとめてみると、城柵は在地の蝦夷の帰順と協力を前提として設置され、兵力と物資の供給源としての民を付属させて、ある程度自律的に蝦夷支配をおこなうことのできる組織ということになるか。

如上のような文献史料から抽出された城柵像は、官人貴族層ないし律令国家の城柵観を示すものではあつても、それは支配層のイデオロギーであつて、城柵支配の実像を示すものではないという批判があるいはあるかもしれないが、右の二人の城柵観は実録的な「統紀」のなかで、しかも軍事作戦の遂行如何を協議するといふ、きわめて現実的な内容をもつた文脈のなかで語られているのであるから、このような史料の性格を認めるかぎり、この記事のもつ現実性は簡単には否定できないと思われる。ただしこれは、天平九年という時点での、蝦夷支配を遂行する立場にある支配層の理念を示したものであるから、その限りにおいてこの史料のもつ限界は十分にふまえるべきであつて、このような城柵像が当時の城柵の実体に即したものであるかどうかは、別に検証してみる必要があらう。

二 原初的城柵とその付属の住民

東北地方の城柵は、史料上は八世紀中葉まで「——柵」の表記で一定しており、以後「——柵」と「——城」が两用される時期を経て、八世紀後半以降は「——柵」はほとんど用いられなくなり、ほぼ「——城」に一定して行く、という経過をたどるが、「柵」・「城」とも訓はキである。「書紀」によれば、七世紀後半段階の初期の「柵」に、

すでに柵戸が付屬していた。大化三（六四七）年は歳条には「造_ニ淳足柵_ニ置_ニ柵戸_ニ」とあり、翌大化四年は歳条には「治_ニ磐舟柵_ニ以備_ニ蝦夷_ニ、遂選_ニ越与_ニ信濃_ニ之民_ニ、始置_ニ柵戸_ニ」とみえているが、平川南氏は、『和名抄』所載の沼垂・磐舟兩郡の郷名は越前・越中・信濃などの国の郡郷名に一致するものが過半数を占め、『書紀』の記述と対応することを指摘している。⁽²⁾これはすでに改新直後の段階に造営された城柵に柵戸が付屬していたことを示すもので、しかも上記の大化四年条には「治_ニ磐舟柵_ニ以備_ニ蝦夷_ニ」とあって、柵戸の移配をともなう城柵の造営が蝦夷に備えるためのものであることが明記されているので、かかる初期の城柵が「対蝦夷の防衛的軍事施設として設置された」という側面をもつことは否定できない。もうひとつ大宝令制以前の城柵で注目されるのは、柵養蝦夷の存在である。この柵養蝦夷について、平川南氏は、「夷俘料の支給を受けていた蝦夷の意」とし、⁽⁴⁾また高橋崇氏は「柵養」について「字義通り柵に養われると解すべきで」、「具体的にいえば、食料などを支給される」ことで、結局、柵養蝦夷とは帰順した不特定多数の蝦夷のこととみている。さらに氏は「柵養蝦夷とは一種の身分とってよいか」という問題を提起しているが、これへの回答は保留している。⁽⁵⁾なお、蝦夷を養うという表現は『三代格』貞観十八（八七六）年六月十九日官符にも「夫辺城為_レ体、依_レ養_ニ夷俘_ニ、常事_ニ殺生_ニ」とある。「柵養」という語は、平川・高橋両氏のいうように、城柵から食料などを支給されるというところに由来があるのであろうが、城柵との関係はむろんそれに限定されるわけではないから、要するに城柵の支配に服し、その庇護下にあることを意味することばと解される。すなわち柵戸が城柵に付屬する百姓であるのに対して、柵養蝦夷とは城柵に付屬する蝦夷ということなのであって、そういう意味で両者とも公的施設としての城柵を主体とした政治的な概念とみることができる。とすれば、柵養蝦

夷も柵戸と同じように国家によって設定された身分と解され、ほぼ八世紀以降の「俘囚」身分に相当するものといえよう。そして工藤雅樹氏が推測しているように、彼らの主体は城柵が置かれた地域の本来の住民であったと思われる。また持統紀三(六八九)年正月丙辰条には陸奥国の「優嶮曇郡」の城養蝦夷二名が沙門になりたいと請い、許されている記事があるが、この「優嶮曇郡」とはのちの出羽国置賜郡に相当する「郡」と見られる。高橋氏は、この記事から優嶮曇郡(評)に城柵とその付属寺院があったことを推定しているが、妥当な見解であろう。

なお天武紀十一(六八二)年四月甲申条では、越蝦夷伊高岐那らが「俘人」七十戸で一郡を建郡したいと請い、許されているが、ここにみえる「俘人」もまた帰順した蝦夷とみられ、その点では柵養蝦夷と同様である。ただ「柵養」があくまでも城柵を主体とした概念であるのに対し、この「俘人」とは帰順したことを意味する語ではあっても、城柵との関係を示すものではない。しかもこの場合、建郡の申請者は蝦夷であるが、彼はおそらく蝦夷集団の族長であって、彼にひきいられた蝦夷が集団のまま建郡を申請するという形態をとっている。建郡の申請者がいわゆる「立郡人」に相当し、建郡後は郡領になったと推察される。このような郡は前記の蝦夷郡の類型に属し、城柵設置地域に置かれて柵戸の移配をとまなう近夷郡とは明確に異なる。この点からも「俘人」は、いまだ城柵の設置されていない地域の、集団のまま帰順した蝦夷とみられ、柵養蝦夷とは明らかに存在形態を異にした、後述する令制下の「蝦夷」身分に相当する範疇と考えられるのである。

このように、原初的な城柵である七世紀後半段階の柵(キ)は、王権の主導する計画的移民としての柵戸(キノ)と服属した在地の蝦夷である柵養蝦夷(キコウノエミシ)を付属した施設であったと考えられるが、斉明紀四

(六五八)年七月甲申条は城柵に付属する両者の役割を考へるのに重要な手がかりを与えてくれる。この斉明紀四年七月条は、以前拙稿で論じたように、斉明四年次の阿倍比羅夫の北征に対応した記事であつて、その遠征の終了に際して服属した蝦夷をともなつて帰還し、遠征で功のあつた人びとに叙位をおこなつたものである。⁽⁸⁾ここで注目したいのは、このときの叙位の対象者に柵養蝦夷二人と都岐沙羅柵造・判官(いずれも名を欠く)、淳足柵造大伴君稻積らが含まれていることである。柵造とは、授けられた冠位や大伴君という氏姓などから推し量つて、柵戸の出身地(北陸地方か)の在地豪族のようで、通常の評でいえば評造・評督に相当する、柵戸を統率する官であらう。⁽⁹⁾柵造が八世紀以降その姿を消してしまうのは、城柵設置地域にも郡(≡近夷郡)が置かれ、柵戸の長は郡司に任用されるようになるためと思われる。柵造はこのように城柵設置地域の支配機構が分化する以前の官職とみられるのである。その柵造と下級官の判官が叙位に預かっているということは、斉明四年次の遠征に柵造・判官らが柵戸から徴発された兵士を率いて参加したことを示すものと解され、柵養蝦夷が叙位されていることも、同様に彼らが遠征に参加して、その功が認められた結果であらう。とすれば、柵戸と柵養蝦夷は、国造軍ないし評造軍など⁽¹⁰⁾とともに、このような初期の遠征軍を構成する母体となつていたことになる。おそらくヤマト政権は彼らを遠征の際の兵力としたばかりでなく、平時は農耕に従事させて糧食の備蓄をはかり、また柵の造営・修理の主要な労働力としたのであらう。

このように城柵は、その原初的段階において柵戸と柵養蝦夷を付属し、蝦夷支配をある程度自律的に遂行しうる組織として設置されたものであつたことが知られたが、これはさきの大野東人と田辺難波の協議から抽出した城柵

像ときわめてよく合致するものといつてよい。すなわち東人や難波の城柵像は、このような七世紀後半以来の現実の城柵の存在形態をふまえたものとみられるのである。つぎに八世紀以降の令制下の城柵についてこの点をさらに検討してみよう。

- (1) 平川南「古代の城柵に関する試論」〔原始古代社会研究〕四 校倉書房 一九七八。
- (2) 平川南「古代東北城柵の特質について」〔東北歴史資料館研究紀要〕四 一九七八。
- (3) 高橋崇「柵」(前掲「東北古代史の研究」)。
- (4) 平川氏、前掲「古代における東北の城柵について」。
- (5) 高橋氏、前掲「柵」。
- (6) 工藤雅樹「多賀城以前」〔福大史学〕四六・四七合併号 一九八九。
- (7) 高橋氏、前掲「柵」。
- (8) 拙稿、前掲「阿倍比羅夫北征記事に関する基礎的考察」。
- (9) 高橋氏、前掲「柵」。工藤氏、前掲「多賀城以前」。
- (10) 「世紀」斉明紀六(六六〇)年三月条によれば、この年の遠征の際に、肅慎との戦闘において能登臣馬身龍が戦死しているが、能登臣は能登地方の豪族であり、遠征軍に北陸地方の豪族の率いる兵士が含まれていたことを物語っている。

三 令制下の城柵と城柵付属の住民

令制下の城柵に柵戸が付属することはいうまでもないが、この柵戸は天平宝字ごろを境として大きく変質し、浮

浪人や罪人を柵戸として移配するようになり、徒刑労働的な色彩を帯びてくる。⁽¹⁾さらに神護景雲年間ごろからは、ふたたび一般の民戸を大量に城柵に移配する政策がとられるようになるが、これは従来以上の優遇措置をとって百姓のなかから希望者を募るという形をとっており、しかもこれ以降は浮浪人の移配の場合も含めて柵戸とは決して呼ばれなくなるのである。神護景雲年間以降で「柵戸」と呼ばれているのは、「延喜式」の規定を除けば、『紀略』延暦十四（七九五）年十二月己丑条の「逃_レ軍諸国軍士三百卅人、特有_二死罪_一、配_二陸奥国_一、永為_二柵戸_一」という記事のみであって、辺境への移民一般を「柵戸」と称することを避け、犯罪人など特に城柵につよく緊縛する必要がある場合にかぎって、そのことを示すために「柵戸」という語を意識的に使用するようになることがうかがわれる。すなわち、従来いわれている柵戸の変質には、「柵戸」ということは自体の変化がともなっているのである。この点は、変質の原因を考えるにあたっても見逃せない重要性をもっていると思われる。

律令国家が城柵設置地域への移民政策を大きく変更した原因については、『統紀』神護景雲三（七六九）年正月己亥条で太政官が「徙_二無_レ罪之民_一、配_二辺城之戍_一、則物情不_レ穩、逃亡無_レ已」として、当国・他国の民を問わず法外の復を給するという、従来以上の優遇措置を講じて桃生・伊治二城への移民を募るという方針を打ち出しているように、一般の民戸を国家主導のもとに城柵に移住させるという従来の柵戸政策が、太政官がみずから表明しているごとく、「逃亡無_レ已」という現実に基づいて変更を余儀なくされるのである。このような状況が生まれたのは、桃生・雄勝両城の造営がおこなわれるなど、藤原仲麻呂政権下の天平宝字年間ごろから積極的な蝦夷政策が推進され、それにともなつて蝦夷と境を接する地域の情勢がにわかに悪化するということが直接の原因であらうと思われる。⁽²⁾

ところがこの柵戸の変質の経緯を改めて考えてみると、桃生・雄勝両城の造営が開始されるとともに罪人・浮浪人を柵戸として移配するという政策がとられているのであるから、柵戸に対する認識の変化、すなわち一般民戸は柵戸とすべきではないという通念は、これ以前にすでに生じていたと考えざるをえない。このような意識の変化がいかにしておこったかが問題である。

別稿で論じたように、神亀元（七二四）年ごろを境として、可能なかぎり陸奥一国で蝦夷支配を遂行しようという体制に移行し、爾来天平宝字ごろまで東国からの柵戸の移配もおこなわれなくなり、陸奥・出羽では比較的安定した時期が続くが、この相対的安定期においても、おそらく蝦夷との衝突は断続的に生じていたのであつて、近夷郡に移配された柵戸は内国の一般民戸に比べてかなり苛酷な状況におかれていたことが推測される。そのようなことから、積極的な蝦夷政策が推進される天平宝字年間以前に、柵戸・鎮兵などの供給基地であつた東国社会を中心にして、柵戸を特別視して厭う傾向がすでに社会的に醸成されていたということを想定してはじめて、桃生・雄勝両城の造営の開始とともに罪人・浮浪人を柵戸として移配するという政策がとられるようになり、またこのことばを犯罪人の移配などの特別な場合以外に使用しなくなっていくことが無理なく理解できると思われる。すなわち坂東諸国、陸奥南部などの百姓の、兵役や城柵の造営・修理などの過重な負担と不時の蝦夷の来攻などの危険とをともなう柵戸に対する規避こそが柵戸政策の変更、さらには「柵戸」ということばそのもののニュアンスの変化の根本原因であつたと考えられるのである。⁵⁾

このようにして柵戸政策は変更を余儀なくされ、城柵への移配に応じた一般民戸・浮浪人は「柵戸」とは呼ばれ

なくなっていくが、重要なのは柵戸政策の変更にもかかわらず城柵への一般民戸・浮浪人の移配はその後も継続されていくことである。従来はややもすると変質面のみが強調されがちであったように思われるが、この点は軽視できない事実であろう。すなわち(1)神護景雲三(七六九)年六月に浮岩の百姓二千五百余人を伊治村に安置している〔『統紀』同年六月丁未条〕のをはじめとして、(2)宝亀七(七七六)年十二月に陸奥国諸郡から奥郡をまもる百姓を募って復三年を給い定着させているし〔『統紀』同年十二月丁酉条〕、(3)延暦十五(七九六)年十一月には相模・武蔵・上総・常陸・上野・下野・出羽・越後などの諸国から九千人もの民を発して陸奥国伊治城に遷置し〔『後紀』同年十一月戊申条〕、(4)延暦二十一(八〇二)年正月に胆沢城が完成すると即座に、駿河・甲斐・相模・武蔵・上総・下総・常陸・信濃・上野・下野などの諸国の浪人四千人を胆沢城に移配している〔『紀略』同年正月戊辰条〕。これらの大量移配された人びとは、既述のように、いずれも「柵戸」と呼ばれた形跡がないので、以下「柵戸系」と呼ぶことにするが、これら柵戸系の人びとの移配先は、(2)に「奥郡」とある以外は、(1)と(3)が伊治城(村)で(4)が胆沢城と、いずれも城柵である。(2)の「奥郡」とは、黒川以北十郡を中心にした近夷郡のことと考えられるので、けっきょくはすべて城柵の設置されている地域ということになる。しかも(3)ではこの時期には伊治城の地域には栗原郡が存在しているのにもかかわらず、移配先を「伊治城」としており、これらの柵戸系の人びとが、本来の柵戸と同様に城柵と密接な関連を有していたことを示している。なお、八世紀後半以降に成立した近夷郡にも、桃生郡磐城郷、栗原郡会津郷、江刺郡信濃・申斐郷、胆沢郡白河・下野・上総郷など、『和名抄』所載の郷名に、東国・陸奥南部の国郡名と一致するものが少なからず存在しており、このことから、これらの郡の成立に東国・陸奥南

部などの住民の移配がふかく関わっていたことが裏づけられる。このように柵戸が変質する天平宝字年間以降も、一般民戸を城柵設置地域に移配する政策が継続してとられ、城柵は依然として多数の柵戸系の人びとを付属する施設であったのである。ところで、柵戸系の人びとはむろん、柵戸も、『統紀』天平宝字四(七六〇)年十月十七日条に「陸奥国柵戸百姓」とあるように、身分的には百姓なのであって、彼らには通常一定期間(当初一年、のちに三年)の給復(＝課役免)という特典があったが、その場合も租は免除の対象外であり、一定期間の経過後は一般の公民と同様に租調庸を徴収されたであろうし(ただし戦乱や飢饉の際には臨時に給復がおこなわれた)、兵役の義務を負っていたことも一般の公民と異ならなかった。さらに近夷郡でも正税出挙が実施され、軍糧の重要な財源になっていたのである〔次節注(9)参照〕。とすれば、令制下を通じて行なわれたこれらの城柵設置地域への移民政策は、この地域を蝦夷支配を遂行するために必要な人的・物的資源の供給源として基盤強化することをその目的とするものであったと考えられる。現に、後述するように、近夷郡に人びとを集住させることが、辺境の防備を強化することに直結するという認識が、八世紀から九世紀にかけてごく一般的に見受けられるのである。

公権力によって計画的に移配された柵戸および柵戸系の人びとのほかに、個別に城柵設置地域に移住してきた人びとが少なからずいたと考えられる。その一つは浮浪人である。『三代格』大同五(八一〇)年二月二十三日官符には「黒川以北奥郡浮浪人、元来不在_レ差科之限」とあって、この地域に以前から浮浪人が存在し、しかも陸奥の他地域よりも税制上優遇されていたことが知られる。これらの浮浪人は、上に触れた大量移配の浮浪人も含んだものかもしれないが、それ以外に個別に他地域から逃亡してこの地域に移住してきた人びとが多数いたであろうと

思われる。そのことを示す具体的な事例として『統紀』宝龜三（七七二）年十月戊午条があげられる。同条によれば、下野国司が「部内の百姓が陸奥国に逃亡すると、陸奥国はそれをどどん編附するので、八七〇人も百姓が課役を忌避して競って逃亡し、国司が禁じても制止することができない。捜索に使者を派遣しても、その地域は蝦夷の居住地に近く民情が險悪で、互いにかくまって出さない」と言上したので、太政官は陸奥国司と下野国使とともに検括して本郷に還すように命じている。「彼土近夷、民情險悪」とあるので、逃亡先に奥郡も含まれていたとみてよいであろう。移住者に優遇措置のある陸奥国に隣国の百姓が流入するということはほかにもしばしばあったと思われる。陸奥国はこれら個別的な移住者に対して、さきの大同五年官符にみられるように、他地域以上の税制上の優遇措置を講じて、とくに奥郡（≡近夷郡）一帯への定住化を積極的にはかったのである。これもまた、この地域の基盤強化策の一環としておこなわれたことは疑いないであろう。

以上、城柵の設置された地域に居住する非蝦夷系の人びとについてみてきたが、令制下の近夷郡には服属した蝦夷も多数いたことはいうまでもない。それらの人びとは「俘囚」、「蝦夷」あるいは「帰降」夷俘^{（7）}などと呼ばれた。この「俘囚」・「夷俘」それに「蝦夷」などの呼称の意義については多くの研究があり、ここでその問題に立ち入る余裕はないが、筆者は古垣玲氏の見解に基本的に賛成で、本来令制下においては、服属した蝦夷系の人びとは身分的には「蝦夷」（集団のままの間接的支配）と「俘囚」（城柵による個別的な直接支配）の二区分として把握されたと考えられ（以下、これらの言葉を身分を示す語として使用する場合には、古垣氏にならってカッコをつけることにする）、それに対して「夷俘」とは特定の身分を示すものではなく、帰降した蝦夷全般をさす一般的呼称とみるの

がもつとも合理的であろう。

古垣氏によれば、朝貢関係など、何らかの形で律令国家に服属した蝦夷は、本来「蝦夷」ないし「俘囚」のいづれかの身分に区分して把握され、その場合現地で地縁的結合を保ったまま服属したのが「蝦夷」であり、地縁関係をうしなつて個別に律令国家の支配下に置かれたのが「俘囚」であるという。大筋においてはその通りと思われるが、「俘囚」のなかには、本質の地を捨てて個別に帰降してきた蝦夷とともに、城柵が設置された地域の本来の住民が含まれていたと考えられる。「統紀」神護景雲三（七六九）年十一月己丑条に、陸奥国牡鹿郡の俘囚外少初位上大伴部押人が、「自分の先祖は紀伊国名草郡の大伴部直という人で、征夷にしたがつて小田郡嶋田村に到つて定住したが、その後、子孫が夷に抄掠され、代をへて俘となつてしまった。しかしその虜庭を脱して化民となつてすでに久しいので、俘囚の名を除いて調庸の民になりたい」と願つて許されている記事があり、またその翌宝亀元年四月癸巳朔条には、陸奥国黒川・賀美などの十郡の俘囚三、九二〇人が、同じように父祖がもと王民であつたのに、夷に抄掠されて賤隸（＝俘囚）になつてしまった、として俘囚の名を除いて調庸を貢納したい、と願ひ出て許されている。この二つの記事は、いずれも俘囚の側からの申請という形をとっているが、明らかに一連のものともみられる。彼らが主張どおりもともと王民であつたかどうかは確認しがたいが、少なくともこの時点までは俘囚として国家に把握されていたことだけははっきりしている。また神護景雲三年十一月条には「昔者、先祖大伴部直征夷之時、到於小田郡嶋田村而居焉。其後、子孫為夷被虜、歴代為俘。……拔彼虜庭、久為化民」とあり、宝亀元年四月条では「今既殺敵帰降、子孫蕃息」と述べられているので、彼らが黒川以北十郡に住むようになって少なくとも数

世代を経てゐることは認めてよいと思われ⁸。とすれば、彼らの数代前の先祖こそが、この地域にはじめて城柵を設置した時点での在地の住民であつたとみて誤りないであろう。しかも宝亀元年には四千人ちかくの俘囚がいつせいにその身分を脱していることからすると、形のうえで俘囚からの申請ということになつてゐるものの、その後には律令国家側の政策的意図の存在が感じられる。すなわち大伴部押人の申請がひとつのきっかけとなつて、それまで黒川以北十郡の本来の住民を律令国家は「俘囚」として身分的に把握してゐたのを、このときにその方針を転換していつせいに公民身分に編入することにしたのではないかと推察されるのである。すでに少なくとも数代にわたつてこの地域に居住し、かなりの程度同化が進んでゐたと考えられる彼らを公民身分に編入するほうが、律令国家にとって得策であることは明らかであるし、「俘囚」には身分的な差別がともなつてゐたので、彼らの方でも公民身分への編入を望んだのであらう。

これらの近夷郡本来の住民のほかには、「俘囚」には、古垣氏も指摘してゐるように、本貫の地を捨てて個別に帰降してきた蝦夷がいた。『統紀』天平宝字二年六月辛亥条〔注（4）所引〕によれば、すでに天平期ごろから新來の帰降の夷俘が、近夷郡一帶あたりに來住してきていたことがわかれ、政府は彼らを農耕に従事させて近夷郡への定住をうながすとともに、そのかわりに辺軍に充当するという政策をとつていたが、天平宝字初年にいたつて、蝦夷政策の積極化が顯著になるにともない、さらに多くの夷俘がこの地域に來住するようになるのである。このことは近夷郡が移民系の人びとの受け皿であつたと同時に、これら多数の新來の夷俘の受け皿ともなつてゐたことを示すものである。しかもこれらの夷俘に種子を支給して農耕に従事させ、王民として支配下に置いたのは、かれらを

辺軍に充当するためであったというのであるから、彼らに種々の優遇措置を講じて近夷郡への定住化をはかったのは、一義的には彼らを蝦夷支配遂行のための人的資源の一環に組み込もうとしたからにほかならない。

このように見てくると、近夷郡における「俘囚」には、少なくともその地域本来の住民と、主として天平期以降に帰降してきた新来の夷俘との二つの系統があつて、両者とも個別に把握されて律令国家の支配下におかれていたと考えられるのである。比較的同化の進んでいた前者は八世紀後半にいっせいに調庸民化され、後者については種々の優遇措置を講じて農耕に従事させつつこの地への定住化をはかるといふ政策がとられたが、これは主として律令国家が彼らを辺軍の供給源とみなしていたことによると解される。

また近夷郡の蝦夷系の住民には、本来の住地での集団性を保ったまま近夷郡に移住する人びともいたと考えられる。すなわち『統紀』宝亀元(七七〇)年八月己亥条には「蝦夷宇漢米公宇屈波字等、忽率_ニ徒族_一、逃_ニ還賊地_一。差_レ使喚_レ之、不肯来帰_一、言曰、率_ニ一二同族_一、必侵_ニ城柵_一。於是、差_ニ正四位上近衛中将兼相模守勲二等道嶋宿祢嶋足等_一、檢_ニ問虚実_一」という記事があり、このとき蝦夷の族長とみられる宇漢米公宇屈波字らが徒族を率いて賊地に帰つてしまったというのは、宇屈波字らと陸奥国側との間に何らかのトラブルがあつたためであらうが、徒族を率いて賊地に逃げ帰っていることといい、一、二の同族を率いて城柵を攻撃するといっていることといい、彼らは集団性を保つたまま律令国家に帰服し、本拠地をすてて近夷郡に移住してきていたとみて誤りあるまい。しかも宇屈波字らが城柵を攻めると公言していることからすれば、彼らはおそらく俘軍として城柵に配備されていて、そこで城柵に派遣されてきていた国郡司らと衝突することになつたのであらう。彼らは以前から本拠地において、族長に率い

られながら集団のまま服属して、「蝦夷」身分として律令国家に把握されていたのであろうが、なんらかの事情から二次的に本拠地を捨てて近夷郡に移住してきたものと思われる。このように推定して大過ないとすると、近夷郡に移住してきた帰降の夷俘のなかには、個別に国家に把握される「俘囚」だけでなく、とくに八世紀後半以降には、蝦夷との対立の激化にもなつて、族長に率いられて集団のまま服属して近夷郡に移住してくる「蝦夷」もあつたことになる。とすれば、「俘囚」身分か「蝦夷」身分かの指標は、地縁性の有無というより、蝦夷が本来もつていた集団性の有無によるとみるべきであろう。また上治郡の大領の伊治公皆麻呂が独自に俘軍を率いていたように、律令国家の支配領域に隣接する蝦夷集団をその居住地ごと領域内に取り込んで、集団の族長を郡領に任じ、その支配力に依拠して配下の蝦夷を俘軍に編成するという場合もあつた。この上治郡や田夷郡としての遠田郡は、蝦夷の族長がそのまま郡領となる蝦夷郡で、後述のごとく柵戸ないし柵戸系の人物が郡領に選任された黒川以北十郡とは明確に異なるが、近夷郡・蝦夷郡のいずれの場合においても、集団のまま帰降した蝦夷は、端的にいつて、城柵を拠点とする律令国家の蝦夷支配の軍事力の一翼をになうものとして位置づけられていたといふことができる。

ところがこの集団のまま服属した「蝦夷」は、上記の宇漢米公宇屈波宇や伊治公皆麻呂の例に典型的にみられるように、一般的にいつて、個別に律令国家に把握された「俘囚」にくらべて、はるかに律令国家との関係は不安定で、いったん服属してからも、状況しだいでは容易に離反することがあつた。さきにもたように、個別に帰降してきた「俘囚」には田地と種子が班給されたが、これは彼らを土地に緊縛して支配しやすくしておいて、さしあつては辺軍に充当し、最終的には調庸民とすることをねらつたものと考えられる。それに対して、集団のまま帰服し

てきた「蝦夷」には異なつた政策がとられたようで、『類史』延暦十九（八〇〇）年五月戊午条には「陸奥国言、帰降夷俘、各集_ニ城塞_一、朝参相統、出入寔繁。夫馴_レ荒之道、在_ニ威与_レ徳。若不_ニ優賞_一、恐失_ニ天威_一。今夷俘食料、充用不足。伏請、佃_ニ卅町_一以充_ニ雜用_一。許_レ之」〔卷一九〇 風俗部 俘囚〕とあり、当時帰降夷俘が多数城柵に朝参してきていて、政府は彼らに夷俘料として食料を支給していたことが知られる。「俘囚」が個別に政府に把握されて、その定住化がはかられていることに比して、この場合は「若不_ニ優賞_一、恐失_ニ天威_一」と、その離反が心配されているように、政府との支配―隷属関係は比較的緩やかで、そのような去就の定まらない彼らをとりあえず政府側になぎとめておくことが、蝦夷支配を遂行していくうえで重要と考えられており、夷俘料はそのための手段であった。また『後紀』弘仁二（八一―）年五月癸卯条には「塞下之俘、其数稍多。出_レ軍之後、慮生_ニ野心_一……」とあって、やはり城下に多数の夷俘がいて、出軍後の彼らの動静が懸念されているし、『統後紀』承和四（八三七）年四月癸丑条に「栗原・桃生以北俘囚、控_レ弦巨多。似_レ從_ニ皇化_一、反覆不定」とあり、あるいは同書承和六年四月丁丑条にも「胆沢・多賀兩城之間、異類延蔓、控弦数千。如有_ニ警急_一、難_レ可_ニ支禦_一」と述べられているように、近夷郡に居住していた夷俘の多くは「控弦」、すなわち兵士と認識されており、しかも「反覆不定」といわれているように、彼らと律令国家の関係は、状況次第で容易に変わりうるきわめて不安定な性格のものと考えられていた。律令国家はそのような夷俘を夷俘料などでつなぎとめておき、蝦夷との戦闘の際には彼らを俘軍に編入して敵対する蝦夷と戦わせたのである。俘囚にも禄が支給されている例があるし、上記の承和四年四月条には「俘囚」とあるので、いちがいにはいえませんが、九世紀、とくに半ばごろからは「俘囚」と「蝦夷」の区分がしだいにあいまいになるような

ので、八世紀代にかぎってというと、夷俘料が支給されているのは集団のまま服属し、律令国家との政治関係が不安定な「蝦夷」により一般的であったように思われる。要するに、夷俘料とは律令国家と服属した「蝦夷」との不安定な政治関係の所産で、彼らを律令国家側につなぎとめておくのに不可欠の方式であったといえよう。

以上に見てきたように、近夷郡＝城柵設置地域の住民としては、大きくいって移民系と蝦夷系とがあつたが、いずれにおいても律令国家は種々の優遇措置（給復、田地・種子の班給、夷俘料・禄の支給など）を講じて、これらの人びとをできるだけ多くこの地域に定着させようとはかつた。それはこれらの人びとが、城柵を拠点とした蝦夷支配を遂行していくために不可欠の兵力（＝当国兵と俘軍）と糧食の供給源と位置づけられていたからにはかならない。すなわち城柵は、令制下においてもこれら人びとを付属した、蝦夷支配をある程度自律的に遂行しうる組織であることを基本としていたと考えられるのであつて、そのためにつねに一定数の住民をその管轄下に置いておくことが要請されたのである。第一節で取り上げた大野東人らの城柵観がこのような城柵の実態にねざしたものであることは、もはや疑いないといつてよいであらう。

城柵が一定数の住民を付属させた組織であるということは、一部で考えられているようにそれら人びとが城柵内に居住していたということの意味するものではない。近夷郡の郷名の多くが東国の国郡名と一致することなどから考えても、その住民は平時は近夷郡内の諸郷にひろく散居して農耕生活を営んでいたことはまちがいない。ところが近夷郡が戦乱にまきこまれると、この地域の住民は難を逃れ、かつまた城柵を防衛するために城柵にたてこもつたことが知られる。たとえば「統紀」宝亀六（七七五）年三月丙辰条には「陸奥蝦賊騒動、自夏涉秋。民皆保塞、

田疇荒廢。詔復當年課役田租」とあるし、また宝亀十一（七八〇）年の伊治公皆麻呂の乱のときにも、陸奥介大伴真綱が多賀城に帰還したときに、城下の百姓はあらそって城中に入り、城を守ろうとしたが、介の真綱と掾の石川淨足がひそかに後門から逃走したので、指揮官をうしなつた百姓らは総崩れとなつてちりぢりに逃げだしてしまつたという（『統紀』同年三月丁亥条）。これらの事例は、城柵と近夷郡の住民との一体的な関係を如実に物語っており、戦時には近夷郡の住民は城柵にたてこもつて難を逃れ、正規軍とともに城柵の防守にあたつたことを示すものと思われる。

宝亀十一年八月、秋田城を停廢するといふうわさから城下の狄・俘囚らの間に動揺がひろがった。彼らは「己等拠憑官威、久居城下。今此秋田城、遂永所棄歟、為番依旧還保乎」と、その真偽を問いただしたのに対して、政府は「夫秋田城者、前代将相會議所建也。禦敵保民、久經歲序。一旦举而棄之、甚非善計也。宜且遣多小軍士、為之鎮守。勿令彼婦服之情。仍即差使若国司一人、以為專当。……但以、宝亀之初、国司言、秋田難保、河辺易治者。當時之議、依治河辺。然今積以歲月、尚未移徙。以此言之、百姓重遷明矣。宜存此情、歷問狄俘并百姓等、具言彼此利害」と指示した（『統紀』同年八月乙卯条）。この記事には、城柵とその管轄下の民との関係について注目すべき記述がいくつかみられる。まず城下の住民にとつて城柵の遷移がきわめて切実な問題であつたことである。狄俘らはその「官威」を頼みとしていたが、それは『統紀』天平宝字二年六月辛亥条に「帰降夷俘……或去離本土、帰慕皇化、或身涉戰場、与賊結怨」とあるように、彼らは俘軍として政府軍に加わつていたため未服の蝦夷とは敵対関係にあつたとみられ、庇護者をうしなうことは即死活

問題であった。また百姓が秋田城の停廢を嫌っていたと記されているように、移民系の住民にとっても城柵の存廢はきわめて重要であったことが知られるが、それは秋田城が久しく「敵を禦ぎ民を保」ってきたと語られているように、平時には未服の蝦夷の脅威から彼らを守ってくれるものであり、また既述のように戦時には城柵にたてこもって難を逃れたのである。第二に注目されるのは、政府にとっても城柵の遷移には配下の住民の賛同・協力を得ることが不可欠であったことである。政府は、長年敵の攻撃を防いで多くの配下の住民を擁してきた秋田城を停廢するのは得策でないという判断から、専当官と軍士を城に派遣して鎮守するよう命じるとともに狄俘らの帰服の心情をそこなわないように指示しているが、これなどは帰服の狄俘の存在が城柵の維持に不可欠なことを如実に物語っており、彼らが離反しないように細心の注意をはらっているのである。さらに注目すべきは、政府みずから秋田城から河辺府への遷移がいまだに実現されないのは百姓がそれを嫌っているためだとして、城柵の遷移にはその配下の住民の承認ないし追従が不可欠の条件とされていたとみられるのである。

このように、城柵には蝦夷支配のための人的・物的基盤として多数の移民系・蝦夷系住民が付属していたが、それゆえに律令国家の蝦夷支配は彼らの動向に制約されざるをえないという側面をもっていた。城下の住民に種々の優遇措置を講じて彼らを近夷郡につなぎとめておこうとした所以である。一方、近夷郡の住民はたえず未服の蝦夷脅威にさらされていたため、城柵による庇護を必要としていた。彼らは一般の令制郡の住民にくらべてはるかに苛酷な状況のもとで城柵の支配下におかれ、優遇措置があったとはいえ、兵役や労役を負擔し、正税出挙にも応じなければならなかったのであり、移配された浮浪人が大量に逃亡したことに端的に現われているように、城柵とその

支配下の住民の間に、支配—被支配の關係に由来する対立・矛盾が存在したことはむろんであり、また移民系と蝦夷系の住民相互の間にさまざまな確執があったことも看過できないが、それとともに城柵と城下の住民の一体的な關係を十分に認識することが、城柵支配の特質を究明するうえで重要なことと思われる。

古代の城柵が、このように一貫して、蝦夷支配のための人的・物的資源を一定程度付属した自律的な組織として存在したのはなぜであろうか。まず当時の兵員や軍糧の輸送手段の發展程度からいって、兵員や軍糧はできるだけ現地に近いところで調達できるようにしておかないと、平時はともかくとして、非常時には事態に十分に対処できなかったとみられることがあげられよう。第一節で取り上げた天平九年の陸奥出羽連絡路の記事で、大野東人は、賊地に入って城郭を築くのは、そこに民を居住させて耕種し、運糧の労力を省くためだといっているし、また前記のように、戦時には近夷郡の住民は城柵にたてこもって、正規軍とともに城柵の防守にあたつたのである。これが城柵の管轄下の近夷郡にできるだけ多くの民を集住させ、彼らの住む近夷郡を城柵支配の重要な基盤としなければならなかつた最大の理由であろう。また鎮兵制度が破綻していく過程に明瞭に現われているように、兵士の食糧を國家が支給する專業兵士制は、國家ないしそれを負担する人びとにとつてたいへんな重荷であつて、蝦夷支配のための兵力を專業兵士のみにすることは、当時の生産力の水準からいって不可能であつたにちがいない。これが、兵役にない平時には農耕に従事し、兵役にあるときも一回十日程度の城柵への上番を年間数回行なえばよい軍団兵士制が、陸奥・出羽で存続しつづけた理由であり、城柵がその周囲に多数の公民を軍団兵の供給源あるいは非常時への備えとして付属させておかなければならなかつた理由でもあつたらう。要するに、城柵が蝦夷支配のための自律的

な組織として存在したのは、当時の農業生産力の水準や兵員・物資の輸送形態に制約された結果と考えられるのである。

注(1) 板橋源「柵戸考」(『岩手大学芸学部研究年報』二 一九五二)、高橋富雄「東北古代史上の柵戸と鎮兵」(『日本歴史』九〇 一九五五)など。

(2) 虎尾俊哉「律令国家と蝦夷」(『若い世代と語る日本の歴史』一〇)(評論社 一九七五)一四六頁。なお平川南氏も、蝦夷政策積極化の画期として仲麻呂政権下の天平宝字年間を重視している(『同氏「律令制下の多賀城」(『多賀城跡政庁跡本文編』宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所 一九八二)。しかし第一節で取り上げた天平九年の多賀城―出羽柵間の直路開設計画では、当初から男勝村を征して城柵を設置することが意図されているし、またこの雄勝地方への城柵の造営が、天平五(七三三)年の出羽柵の秋田村高清水岡への遷置と一連の政策とみられることをも考え合わせれば、蝦夷政策の積極化はむしろ天平期にはじまるとみるべきであって、仲麻呂政権はそれを継承してさらに推進したという評価にとどめるべきであろう。とすればこの蝦夷政策の転換は、すでに指摘されている天平年間における行基に対する政策や土地政策・浮浪人対策の転換などの、律令国家の体制的な転換を意味する一連の基盤拡大策(『吉田孝「律令国家と古代の社会」(岩波書店 一九八三)序・Ⅷ章)の一環としてとらえることができると思われる。

(3) 拙稿、前掲「黒川以北十郡の成立」。

(4) たとえば『統紀』天平宝字二年六月辛亥条には、「陸奥国言、去年八月以来、帰降夷俘、男女惣一千六百九十余人。或去離本土、婦寡皇化、或身涉戰場、与賊結怨。物是新来、良未安堵。亦夷性狼心、猶豫多疑。望請、准天平十年閏七月十四日勅、量給種子、令得佃田、永為王民、以宛辺軍。許之とあつて、すでに天平年間に本貫の地を捨てて律令国家の領域内に帰降してくる夷俘が少なからずいたことがうかがわれるが、これは当時においても蝦夷と境を接する地域が必ずしも平穏ではなかったことを示すものであろう。

(5) なおすでに指摘されているように、天平宝字年間を境にして、城柵の呼称が「柵」から「城」へと変化するという傾向が見られるが、これはまさしく如上の柵戸の変質時期にあつており、両者は密接に関連する現象のように思われる。すなわち柵戸ということばの使用が犯罪人に局限されていくことにともない、その管轄機関としての城柵への「柵」という字の使用も忌避されるようになり、しだいに「城」に統一されていったのではないかと推測されるのである。

(6) 拙稿、前掲「黒川以北十郡の成立」。

(7) 最近では、平川南「俘囚と夷俘」(青木和夫先生還暦記念会編「日本古代の政治と文化」所収 吉川弘文館 一九八七)が従来の研究を批判的に総括し、独自の見解をうちだしており、またその後の研究として古垣玲「蝦夷・俘囚と夷俘」(「川内古代史論集」四 一九八八)がある。

(8) 甲斐国浅間神社の宮司である古屋家所蔵の「古屋家家譜」は、奈良時代末にはその原形が成立したと考えられる系図であるが(「口睦子」『古代氏族の系譜』 吉川弘文館 一九八七)、その大伴乎多氏命の譜文には「從日本武尊東征之軍」、駐陸奥国小田郡島田邑、鎮東夷焉」とあつて、奈良時代にヤマトタケルの東征軍が小田郡の嶋田村に進駐したとする伝承があつたことをうかがわせる。同系図には大伴部直なる人物は見えないが、彼が小田郡嶋田村に来て居住したという伝承を有することからすれば、彼も乎多氏命のごとくヤマトタケルの東征にしがつて小田郡に來住した人物と考えられていた可能性がある。

(9) 夷俘・田夷が社会的に差別されていたことを示す史料としては、伊治公皆麻呂が牡鹿郡大領道嶋大楯に、いつも夷俘ということとで凌辱を受けていたという例や「統紀」宝龜十一年三月丁亥条、遠田郡大領遠田公押人らが、永く子孫に恥を残すことになるからと田夷の姓を嫌って遠田臣と改姓された例などが著名であるが(「同書延暦九年五月庚午条」、ほかにも官司や百姓が掃降の夷俘の姓名を呼ばずただ「夷俘」と呼び、夷俘たちがこれを恥辱としているというので、禁止している例もあり「後紀」弘仁五年十二月己卯朔条)、彼らに対する差別意識が官人層ばかりでなく、一般公民層にも広汎に存在していたことが知られる。この最後の事例などからみて、近夷郡に居住していた「俘囚」が同地域の移民系の住民から差別を受けていたことは確実であろう。

(10) 蝦夷系住民が差別を受けていたことは前注で述べたが、「三代実録」元慶四(八八〇)年二月二十五日己酉条には「先、是出羽國言、管諸郡中山北、雄勝・平鹿・山本三郡、遠去國府、近接賊地。昔時叛夷之種、与民雜居、動乘間隙、成腹心病」。頃

年、頻遭不登、憂在荒飢。若不優恤、民夷難和。望請、復調庸二年、將休弊民。至是、勅復一年。又不動穀六千二百九石七斗給三郡狄俘八百三人」とあつて、移民系と蝦夷系の住民が雜居していた近夷郡では、相互に对立感情があつたことがうかがわれる。

(11) 文献にはしばしば「城下」という語が見受けられるが、これはたとへば、さきにもふれたように伊治公皆麻呂が反乱を起こしたときに、多賀城では「城下」の百姓が競つて城中に入り、城を守ろうとしたというし〔「統紀」宝龜十一年三月丁亥条〕、また同年に秋田城の停廢問題が起つたときに、官威を頼みに久年「城下」に居住してきた狄志良須・俘囚宇奈古らがそれを心配して、その真偽を出羽国に問いただしているように〔「統紀」同年八月乙卯条〕、この「城下」という語は城柵の管轄のおよぶ範圍を意味すると同時に、城柵とその配下の住民の一体性を示すものでもあるように思われる。

四 近夷郡の構造と機能

はじめに述べたように、近夷郡は通常の令制郡には見られない特徴をいくつかもっているが、その第一としてあげられるのは、黒川以北十郡に顯著な形で見られるように、きわめて微小な郡に細分されていることである。『和名抄』によれば、別表に掲げたごとく、黒川以北十郡は、延暦十八年に併合した分も含めて二一五郷、平均三・一郷という小規模な郡からなっており、これは薩摩国の隼人十一郡が平均二・四郷であることを別にすれば他にはほとんど例を見ないものといつてよいであろう。しかもこれらの郡は、個々ばらばらに存在したのではなく、『統紀』宝龜元(七七〇)年四月癸巳朔条に「黒川・賀美等一十郡」とあり、同書延暦八(七八九)年八月己亥条に「其牡鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川等一十箇郡、与賊接居、不可同等」。故特延復年」とみえているように、一体的に把握されているのである。本節では近夷郡の構造と機能を検討しながら、近夷

主な近夷郡の『和名抄』所載郷数一覧（余戸郷・駅家郷を含む）

	郡名	郷数	備考
黒川以北十郡	黒川郡	3	延暦18年富田郡を併合
	賀美郡	3	
	色麻郡	4	
	玉造郡	4	
	志太郡	3	慶雲4年初見（信太郎）
	長岡郡	2	
	新田郡	4	延暦18年讃馬郡を併合 延暦18年登米郡を併合
	小田郡	5	
牡鹿郡	3		
他の陸奥国	桃生郡	4	宝亀2年初見
	栗原郡	4	神護景雲3年建置か
	磐井郡	7（6カ）	『延喜式』初見
	江刺郡	4	承和8年初見
	胆沢郡	7	延暦23年初見
出羽国	雄勝郡	4	天平宝字3年建置
	平鹿郡	3	〃
	山本郡	5	貞観12年初見

注：黒川以北十郡が神亀元年ごろにいっせいに成立したと考えられることは、別稿で述べた。栗原郡の建置記事は『統紀』神護景雲元年11月乙巳条にあるが、同3年6月乙巳条の錯簡と考えられている。雄勝郡は天平5年12月条にも「於雄勝村建郡」と見えるが、これは恐らく蝦夷郡の建置であって、それが雄勝城築城後に近夷郡として再置されたのであろう。

郡がこのような特異なあり方を示したのはなぜかということと、とくに城柵の蝦夷支配のあり方と関連づけながら考えてみたい。

近夷郡には、前節でみたように蝦夷系の住民も多数いたが、その郡司は移民系の住民から任用されることが原則であったと考えられる。実例をあげると、黒川郡では『統後紀』承和八（八四一）年三月癸酉条と同十年十一月己亥条に靱伴連黒成が大領として見え、色麻郡では『統後紀』承和十五（八四八）年五月辛未条で少領陸奥臣千継ら八烟が阿倍陸奥臣の姓を賜与されている。また小田郡では『統紀』延暦四（七八五）年二月壬申条に丸子部勝麻呂が大領とあり、牡鹿郡では同書宝龜十一（七八〇）年三月丁亥条の伊治公皆麻呂の乱の記事に道嶋大楯が大領としてみえる。これら四郡の郡領は、その姓からみてすべて移民系の人物であることが確実視されるが、『三代格』弘仁五年三月二十九日官符所引の天平七（七三五）年五月二十一日格によれば、「陸奥之近夷郡」——この時点で黒川以北十郡をさすと考えられる——は神郡などとともに、先例にならって郡司における同姓の連任が許されていて、同一の任用方式がとられていたことが知られるから、近夷郡すなわち黒川以北十郡においては、すべて移民系の住民から郡司が任用されることになっていたと考えられる。さらに近夷郡では郷長（里長）や軍毅も、同様に移民系の住民から選任されたと推定できる史料がある。

このように近夷郡においては郡郷制・軍団制の支配機構はすべて移民系の住民によって構成されていたと推定されるのであるが、このような人的構成によって同地域に居住する多数の蝦夷系住民をも支配しえたかは疑問である。周知のように郡郷制の支配機構は、在地の譜第家から選任された郡領を中心として一般民戸を人格的に支配すると

ここに顕著な特徴があるもので、近夷郡では一般民戸が東国各地からの移民を主体として構成されているという、他地域に見られない特殊な事情があるとはいえず、十分に同化していない、性格を著しく異にする蝦夷系住民をそのような支配機構によって人格的に隷屬させ、安定的に支配しえたとはとうてい考えられない。むしろ『類聚国史』延暦十九(八〇〇)年五月戊午条の「陸奥国言、帰降夷俘、各集_二城塞_一、朝參相統、出入寔繁」〔卷一九〇 風俗部 俘囚〕という記事からみて、近夷郡の蝦夷系住民は、律令国家の領域外の服屬した蝦夷とともに城柵の管轄下にあつたとみられ、城柵に派遣されてきた国司のもとで饗給を受けるなどして、その支配に服していたと思われる。

要するに、近夷郡では城柵―郡―郷(里)―移民系住民と、城柵―蝦夷系住民という二つの系列の支配機構が併存していたと考えられるのであるが、これは移民系住民と蝦夷系住民とは、同じ地域に居住しながらその存在形態・性格があまりにも異なっており、単一の機構で一元的な支配をおこなうことが不可能であつたからにほかならない。別稿でも述べたように、移民系住民は身分的には百姓であり、その支配方式も、近夷郡への移住を促進するために、期間を限定して給復などの優遇措置が講じられたが、基本的には一般の公民と同じで、口分田を班給されるかわりに租調庸などの租税を負担しなければならなかつたし、正税出挙を受け、兵役にしたがう義務があつた点でも同様である。とはいっても、蝦夷と境を接しているという特殊事情から、兵役は他地域よりも重かつたと思われ、状況しだいでは兵役にないときでも城柵の防守にしたがわなければならなかつたし、臨時に城柵の造営や修理に動員されることも少なくなかつたであろう。またつねに未服の蝦夷の脅威にさらされていたことも大きな負担に

なつたに違いない。近夷郡の移民系住民の負担が、種々の優遇措置にもかかわらず實質的には一般の公民より過重で、苛酷な状況に置かれていたことは、八世紀後半に至つてそれまでの国家主導型の柵戸政策が東国の民衆の抵抗にあつて破綻し、優遇措置をいっそう拡大して移住希望者を募るといふ方式に変更せざるをえなかつたという事実が、何よりも雄弁に物語つているといえよう。一方、近夷郡の蝦夷系住民は、近夷郡への定着をはかるため種子や禄が支給されたが、律令的な租税は賦課されず、かわりに俘軍や城柵の造営・修理にとまなう臨時の労役などの非律令的な負担があつた。⁽⁵⁾このように近夷郡では、その二つの支配系列に対応する形で、移民系の住民と蝦夷系の住民に対して、それぞれ異なつた支配方式が取られていたと考えられるのである。

なお遠田郡や上治郡は、いづれも近夷郡に隣接した郡であるが、近夷郡とちがつて蝦夷が郡領となつてゐることが確認できる。遠田郡では「統紀」天平九（七三七）年四月戊午条に「田夷、遠田郡領外從七位上遠田君雄人」とあり、延暦九（七九〇）年五月庚午条に「遠田郡領外正八位上勲八等遠田公押人歎云、……猶未_レ免_二田夷之姓_一、永貽_二子孫之恥_一」と見えていて、代々「田夷」の遠田君（公）一族が郡領を世襲していたことが窺われるし、上治郡でも「夷俘之種」の伊治公皆麻呂が大領であつた〔宝龜十一年三月丁亥条〕。すなわちこれらの郡は、服属した蝦夷集団を単位として編成された郡と考えられ、郡領には集団の族長がそのまま任用されたものと推定される。さきにも引用したように、延暦八（八七九）年八月に黒川以北十郡の復年が延期されているが、ここには当時存在したはずの遠田郡が見えず、給復の対象となつていない。このことは遠田郡が隣接した黒川以北十郡と異なつた支配方式・負担体系をとつていた、言い換えれば、遠田郡では律令的な調庸の収取がおこなわれていなかったことを示すものと

解される。⁽⁶⁾これは恐らく、遠田郡や上治郡は服属した蝦夷集団を主体として編成された郡であったところから、その住民の大部分が蝦夷系から構成されていて、調庸制を実施することができなかったためであらうと思われる。このように近夷郡に隣接した蝦夷郡では、郡領が蝦夷系であるばかりでなく、その支配方式も通常の令制郡と異なつて調庸制は実施されておらず、賦課としては、伊治公昔麻呂の例などからみて、俘軍などの、蝦夷支配に関わる軍事的な負担が主なものであったと推測されるのである。

つぎに城柵の蝦夷支配との関連において、近夷郡が郡固有の機能としてどのようなものをもっていたかという点とであるが、『統紀』延暦四(七八五)年四月辛未条のつぎの記事は、近夷郡の機能を考えるうえで示唆に富んでいる。

名取以南一十四郡、僻在_二山海_一、去_レ塞懸遠。属_レ有_二徵発_一、不_レ会_二機急_一。由_レ是權置_二多賀・階上二郡_一、募_二集百姓_一、足_二人兵於国府_一、設_二防禦於東西_一。誠是備_二預不虞_一、推_二鋒万里_一者也。但以、徒有_二開設之名_一、未_レ任_二統領之人_一。百姓願望、無_レ所_レ係心。望請、建_二為_二真郡_一、備_二置官員_一。然則民知_二統攝之帰_一、賊絶_二窺竅之望_一。許_レ之。

この記事によれば、これ以前から名取以南の十四郡が国府⇨多賀城への兵士(当国兵)の供給地に指定されていたようであるが、それでは国府から遠く隔たつていて機急の場合に間に合わないで、さきごろ多賀城の東西に多賀・階上⁽⁷⁾の二郡をかりに置いて(いわゆる権郡)、百姓を募集して国府に人兵を充足させるとともに、国府の東西の防禦として方が一にそなえるようにしたが、開設の名ばかりで人びとを統率する郡司が任命されず、百姓も依拠すると

ころがなかったので、ここに至って二郡を真郡とし、郡司を任命することにしたというのである。ここに見える多賀・階上二郡は、上文の内容より多賀城の東西に隣接して置かれたと解されるから、本来の意味での近夷郡とはいいがたいが、城柵の設置された地域に移民を主体にして建置されたということからいえば、ひろい意味で近夷郡の類型に含めて考えることができると思われる。ここで郡の機能として注目されるのは、まず特定の郡が特定の城柵への当国兵の供給地とされていることである。これはいわば、城柵設置地域の郡が城柵の蝦夷支配遂行のための人的・物的資源の供給地であったことを、兵力について法制化し、陸奥一國規模に拡大したものと解しうるが、多賀城の場合はその供給地が遠隔に存在したため、機急の場合に間に合わないという不都合があった。そこで多賀・階上二郡を置いて百姓をこの地に移住させ、国府に人兵を充足させるとともに、国府の東西の防禦としたのである。これは両郡の百姓の中から兵士を徵発して国府に配備し、国府の兵力を強化するということも当然意味したのであるが、該記事には「權置_ニ多賀・階上二郡_一、募_テ集百姓_一、足_ニ人兵於国府_一、設_テ防禦於東西_一」とあるので、百姓を多賀城の周辺に集住させること自体が国府に人兵を充足させ、機急の際の備えになると考えられていたと解される。同様の通念は、近夷郡への民の集住についてもしばしば見受けられる。すなわち「統紀」神護景雲三（七六九）年正月己亥条には「募_ニ比国三丁己上戸二百烟_一安_ニ置城郭_一、永為_ニ辺戍_一。其安堵以後、稍省_ニ鎮兵_一」とあって、隣国の百姓の戸を城郭（桃生城）の管轄地域へ移住させることが、鎮兵に匹敵する兵力となりうると考えられているし、また宝亀七（七七六）年十二月丁酉条に「募_テ陸奥國諸郡百姓戍_ニ奥郡_一者_ト、便即占著、給_ニ復三年_一」とあるのは、陸奥国内の諸郡の百姓から奥郡（＝近夷郡）を防守するものを募集して、復三年という優遇措置を講じて、奥

郡に定着させたというものであるが、ここでも「諸郡百姓戍_ニ奥郡_一者」とあるように、近夷郡へ移住してくる百姓がもっぱら对蝦夷兵力として認識されている。さらに「三代格」大同五（八一〇）年二月二十三日官符所引の藤原緒嗣の奏状でも「此国地広人稀。辺寇惟防、不_レ務_ニ懐集_一、何備_ニ非常_一」と語られていて、税制上の優遇措置などをとって人びとを集住させることが、やはり辺境の防備を固めることに直結すると考えられていたことが知られる。このような考えは、前節でみたように、万が一のときには近夷郡の住民は城柵にたてこもり、正規軍とともに城柵の防守にあたるという慣行があったので、城柵周辺に人びとを集住させることが現実には城柵の軍事的基盤の強化なしに機急への備えになったという事実をふまえたものであろう。そして注目されるのは、そのような意味をもった百姓の移住と郡の建置とが結び付けて語られていることである。したがって近夷郡の重要な機能として考えられるのは、他地域から移住してきた人びとを「統領之人」たる郡司が支配・統率してその郡域に定着させ、城柵の蝦夷支配のための軍事的基盤を強化することである。

近夷郡の職務として具体的にどのようなものがあつたかを検討してみると、まず近夷郡でも、通常の令制郡と同様に配下の住民（移民系）を籍帳に編附して把握する、籍帳支配を基礎としていたことはあらかじめ指摘するまでもないであろうが、『後紀』延暦二十三（八〇四）年十一月癸巳条では、秋田城を停廢してかわりに秋田郡を置いて、土人・浪人を問わず編附させたとあり、一般公民とともに浮浪人も編附されたことが知られる。また『統紀』延暦二（七八三）年六月丙午朔条では、さる宝亀十一（八七〇）年に雄勝・平鹿二郡の百姓が賊の掠奪をうけ、生業をうしなつてちりぢりになつてしまつたので、郡府を再建し散民を招集して口分田を班給したが、まだ十分に休養し

ておらず調庸を進上することができないとして、三年間の給復が認められている。ここでは「郡府」が逃散した住民の招集をおこなっているばかりでなく、口分田の班給・租調庸の徴収、あるいは兵乱・飢饉時の給復・賑給などをおこなう主体ともなっていたことがうかがわれ、興味深い。また近夷郡でも正税出挙がおこなわれていたと考えられ、それが軍糧の主要な財源とされていたようである。城柵の造営・修理に関しては、軍防令53城隍条に「凡城隍崩頽者、役_ニ兵士_ニ修理。若兵士少者、聴_レ役_ニ随近人夫_ト」とあり、また同65縁辺諸郡人居条にも「其城堡崩頽者、役_ニ当処居戸_ト」とあって、城柵は法制的には兵士と当処の民戸によって修理されることになっていた。⁽¹⁾ 実例をみると、『統紀』天平宝字三(七五九)年九月己丑条によれば、軍毅・鎮兵・馬子らとともに郡司が桃生城・雄勝城の造営に従事していたことが知られるが、これは郡司が柵戸などの一般公民を徴発・引率して参加していたことを示すものであろうか。他の例なども参考にとすると、城柵の造営・修理は、実際には国府・鎮守府の主導のもとに、郡司・軍毅が城下の住民・兵士を役して、場合によっては帰降の蝦夷・俘囚なども動員しておこなわれたようである。このような労役に際しては、やはり近夷郡が城下の住民(移民系)の差発の主体となつたのであろう。さらに元慶の乱の勃発を伝える『三代実録』元慶二(八七八)年三月二十九日乙丑条には「夷俘叛乱、今月十五日焼_レ損秋田城并_レ郡院屋舎・城辺民家_ト。仍且以_ニ鎮兵_ニ防守、且徴_テ差發諸郡軍_ト」とあって、諸郡に緊急の軍の徴発を命じているので、郡が兵士(当国兵)の徴発をおこなっていたことが知られ、したがって近夷郡も兵士徴発の権限を有していたと考えられる。なお、『三代格』弘仁六(八一五)年八月二十三日官符によれば、陸奥国所管の諸郡司が当国の鎮兵の停廢を願ひ出ているので、当国の鎮兵の徴発も郡がおこなっていたと思われる。

要するに近夷郡は、移民系住民を籍帳に編附して掌握することを基礎として、口分田の班給や租税の徴収、正税の出挙、給復・賑給、労役・兵役の徴発などをおこなっていたと考えられるのである。このような近夷郡の職務自体は通常の令制郡と大差ないと思われるが、重要なのはこの近夷郡による移民系住民の支配が、城柵による蝦夷支配と不可分に結びつき、それを支えるという役割をになっていたということである。さきの延暦二年六月条によれば、郡府を再建して散民を招集したというが、ここで戦火に遭って逃亡した住民を呼び戻している主体が、城柵ではなく郡府とされていることに注目したい。散民を招集し、さらに班田・出挙・給復などを実施して住民を近夷郡に再定着させるのは、城柵に常駐していた国司らではなく、もっぱら「統領之人」たる郡司の役割であったと考えられるのである。『統紀』延暦元（七八二）年五月甲午条にも「陸奥国頃年兵乱、奥郡百姓未_レ来集_一。勅給_レ復三年」と、戦乱によってちりぢりになった百姓を呼び戻すため、三年間の給復が認められているが、ここでも散民の来集・再定着に実際にあたったのは、奥郡の郡司たちであつたらう。このように近夷郡は、蝦夷と境を接する不安定な地域に、種々の方策を施して住民を定着させ、それを編戸して永続的に支配するという、郡固有の機能を有していた。さきにも触れたように、蝦夷と境を接する城柵設置地域に人びとを集住させることは、城柵の軍事的基盤の強化に直結することであつた。城柵を拠点とする蝦夷支配は、いわばこのような近夷郡による城柵付属住民の安定的な支配を前提としてはじめて、十分に実効をもちえたのである。

ところで、さきの延暦四年四月辛未条によれば、国府多賀城の東西にかりに多賀・階上二郡を置いて、ここに他地域から人びとを移住・定着させたというのであるが、この地域には以前から宮城郡が存在していたと考えられる。

それにもかかわらず、小規模な二郡をさらに置いたのはなぜであろうか。多賀・階上二郡の設置とその地への百姓の移住が不可分のこととして語られているので、二郡が移民の受け皿として置かれたことは疑いないが、わざわざ二郡が置かれたのは、既存の宮城郡による支配体制では多賀城周辺に新来の移民を定着させることが十分にできないと判断されたためと考えざるを得ないであろう。既述のように、近夷郡は他所から城柵設置地域に移住してきた人びとを支配・統率してその郡域に定着させ、蝦夷支配のための基盤を強化するという役割をになっていたが、他地域からの移住者を蝦夷と境を接する新天地に定着させ、安定的に支配・統率することは容易でなかったにちがいない。

郡は本来、在地の名望家たる譜第郡領家が、その伝統的権威にもとづいて、配下の民戸を人格的に支配することを基本とするものであったから、新たに郡を建置してそこに遠隔地から多数の移民を送りこみ、新任の郡司が彼らを支配・統率するというのは、郡の支配形態としてきわめて変則的なものであった。黒川以北十郡の代表的な郡領家である道嶋氏は、周知のようにもと丸子姓で、東国からの移民系の一族と推定されるが、本来無カバネ姓であったことからみても、彼らが東国においてすでに郡領家であったとは考えがたい。おそらく『統紀』靈亀元(七二五)年五月庚戌条に「移_ニ相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野六国富民千戸_一、配_ニ陸奥焉_一」とあるような、東国富民の有力者であったと想像される。ほかの黒川以北十郡の郡領も、その多くは同様に東国ないし陸奥国南部の富民層の出身であろう⁽¹³⁾。しかも近夷郡の住民は東国各地からの新来の移民の寄せ集めであったから、かかる新興階層出身の移民系の郡司が、通常の令制郡の郡司のように伝統的権威に大きく依拠して郡内を支配することは不可能であっ

たと考えられ、したがって令制郡と同規模の郡域を安定的に支配することはむずかしかつたにちがいない。そのうへ他地域からの移住者を新天地に定着させるには、当初より種々の方策を必要としたであろうし、とくに蝦夷政策が積極化する天平宝字年間以降は、たとえば「統紀」神護景雲三（七六九）年正月己亥条に「差浮浪一千人、以配桃生柵戸」。本是情抱規避、萍漂蓬転、將至城下、復逃亡。……官議奏曰、夫懷土重遷、俗人常情。今徒無罪之民、配辺城之戍。則物情不穩、逃亡無已」と、具体的に述べられているように、近夷郡への移配を規避する傾向がつよまり、彼らの近夷郡への定着にはいっそう多くの困難がともなつたと考えられる。さらにこの地域は蝦夷と境を接し、つねに未服の蝦夷の脅威にさらされているという、特殊な状況下であり、蝦夷との抗争・戦乱が起るたびに、この一帯は田地が荒廃したり、住民が逃亡したりすることが繰り返される、在地の状況がきわめて流動的で不安定な地域であつた。要するに黒川以北十郡が、一郡三郷前後のきわめて微細な郡として建置されたのは、以上にみたように、譜第郡領家が未成熟なうへ、住民が他地域からの移民の寄せ集めであつたこと、またこの一帯が蝦夷と境を接した不安定な地域であつたことなどの、他地域にない特殊な要因がかさなつて、通常の令制郡程度の規模では住民を安定的に支配することが困難であつたため、郡の領域を細分化してより有効に支配をおこなえるようにした結果であると考えられるのである。

ところが、別表を見てもわかるように、黒川以北十郡以降に成立した近夷郡は一般に一郡あたりの郷数がやや多く、なかでも九世紀に入ってから成立する、現岩手県南部の諸郡がとくに多い。これがどういふ理由によるのかは、いまのところ明確に説明することはできないが、磐井・江刺・胆沢の三郡が鎮守府に胆沢城の管轄下の郡と考えら

れること¹⁵⁾に着目すると、あるいは鎮守府の胆沢城への移転にもとない、鎮守府官人が住民を直接支配する体制が強化され、郡司の重要性が相対的に低下した結果として、比較的規模の大きい郡が成立したのかもしれない。また延暦十八（七九九）年には、黒川以北十郡の色麻郡に富田郡が、新田郡に讚馬郡が、小田郡に登米郡が併合されており〔後紀〕同年三月戊申条）、このころ近夷郡に対する従来の政策が軌道修正されて、郡域の変更がおこなわれていることが知られる。近夷郡における郡司の地位の相対的な低下傾向は、すでにこのころからはじまっているとも考えられる。またこのなかの讚馬郡や登米郡は実体が不明で、蝦夷郡であった可能性もあり、他の史料などからも九世紀に入ると近夷郡と蝦夷郡の区別がしだいにあいまいになっていく傾向があるように思われる。これらの点の検討は今後の課題としたい。

以上に述べたような理由から、近夷郡は一般的に微細な郡として存在したと考えられるのであるが、それらが一体的に把握されていたのは、いずれも城柵の軍事的基盤を形成していたという点で、城柵と緊密な関係にあり、一括して把握しておく必要が国家側にあったということとともに、近夷郡の一带は蝦夷と境を接し、つねに未服の蝦夷の脅威にさらされていたため、近夷郡は単独では存在しえないという事情があつて、住民側としても城柵と緊密な関係をたもちつつその庇護を受ける必要があつたのであり、これが近夷郡の一体性を維持する一因ともなつたと考えられるのである。

注(1) 神護景雲三(七六九)年三月辛巳条で黒川郡の人、外従六位下韞大伴部弟虫ら八人が韞大伴連の姓を賜与されているので、韞(大)

伴連氏は八世紀から譜第郡領家であったとみられる。

- (2) 胆沢城跡出土の漆紙文書に「玉帳通牡鹿通氏繩」(承和十年二月二十六日付)、「玉造団擬大毅志太 \square 」(延暦二十一年六月二十九日付)というのがあり、後者は玉造団の擬大毅で、前者も軍団の主帳と考えられるが(平川南「胆沢城跡第四十三次調査出土漆紙文書」(「胆沢城—昭和五十八年度発掘調査概報」) 水沢市教育委員会 一九八四)、いずれも氏姓から判断して移民系の人物とみられる。また宮城県田尻町の木戸瓦窯跡出土の多賀城創建期の平瓦には「 \square 郡仲村郷他辺里長二百長丈部皆人」というヘラ書きがあるが、やはり移民系とみられる人物が、郷里制下の里長と軍団の二百長(校尉)を兼務している。

- (3) 拙稿、前掲「黒川以北十郡の成立」。

- (4) 養老六(七二二)年に他境よりの移住者に徴税を一年間猶予することが定められたが(「統紀」同年閏四月乙丑条)、神護景雲三(七六九)年ころからは優遇措置をいっそう拡大して、移住者には三年間の法外の給復をおこなうことが一般的となる。

- (5) 近夷郡の「俘囚」が調庸を負担していなかったことは、「統紀」神護景雲三(七六九)年十一月己丑条や翌宝龜元年四月癸巳朔条で近夷郡の「俘囚」たちが、「俘囚」の名を除いて調庸の民になりたいと願い出ていることから明らかである。また蝦夷系住民の負担としては、第三節註(4)所引天平宝字二年六月辛亥条によれば、辺軍に充当することが法制化されているし、実例としても、宝龜元年に徒賊を率いて近夷郡の地域に来帰していた「蝦夷」字漢米公宇屈波字が賊地に逃げ還った例(同年八月己亥条)があり、近夷郡の「俘囚」・「蝦夷」は、一般に「俘軍」と呼ばれるような兵力を形成していたとみてよいと思われる。そのほか、桃生・雄勝・伊治城などの造営にも帰服した「俘囚」・「蝦夷」が動員されている(天平宝字二年十二月丙午条・神護景雲元年十月辛卯条)。

- (6) なお「後紀」弘仁三(八二二)年九月戊午条では、遠田郡と小田郡の「田夷」合わせて三九六人が、「田夷之姓」を脱して公民となつて、禄の支給を辞退して永く課役を負担したいと願ひ出て許され、特別に一身の間は課役を免除されているが、この史料によつても遠田郡や近夷郡の「田夷」たちが調庸を賦課されず、逆に禄を支給されていたことが知られる。

- (7) 「後紀」延暦十六(七九七)年正月庚子条では、遠田郡の人、外大初位上九子部八千代が大伴山田連を賜姓されている。この九子部八千代はその姓から考えて移民系の住民と考えられ、遠田郡にも移民系の住民が存在したことが知られるが、全体としては少

数とみてよいであらう。

(8) なお「和名抄」によれば、宮城郡に科上^{しんかみ}、多賀郷があるが、この二郷はそれぞれ階上・多賀二郡の郡家の所在地であったところに相違なく、二郡は時期は不明であるが、のちに宮城郡に再併合されたと考えられる。

(9) 「三代格」大同五(八一〇)年五月十一日官符によれば、「刈田以北近郡稻支^{いね}軍根^{いね}」、信夫以南遠郡稻給^{いね}公廩^{いね}」とあって、軍根についても、いつのころからか城柵に供給する郡が指定されていたことが知られる。なおこの史料で軍根の財源となっているのは、「稻」と表記され、かつ公廩と対比されているから、明らかに正税の出挙稻である。また「統紀」天平宝字三(七五九)年九月己丑条では、桃生・雄勝兩城の造管に従事した郡司・軍毅・鎮兵・馬子ら八百八十人の当年の「人身挙税」を免除している。これらの史料からみて、近夷郡でも正税出挙がおこなわれていたことは確実であり、しかも軍根のもっとも主要な財源になっていたのではないかと想像される。

(10) 注(9)参照。

(11) 平川氏、前掲「古代における東北の城柵について」。

(12) 「統紀」天平勝宝四(七五二)年二月丙寅条に「陸奥国調庸者、多賀以北諸郡令輸黄金」とあるので、多賀郡が権置されたのはこれ以前ということになる。

(13) 「統紀」神護景雲三(七六九)年三月辛巳条に、著名な大國造道嶋嶋足が申請した大盃賜姓の記事があるが、ここに見える多くの人には部姓でかつ外位を有しているので、陸奥国の新興豪族層で当該郡の郡司ないし軍団の軍毅クラスの人びとではないかと推測されるが、そのなかには賀美・牡鹿・黒川・新田・玉造等の近夷郡の人も含まれている。彼らの多くは、賜姓のあり方や氏姓からみて、陸奥国南部ないし東部の富民層出身の人びとと思われる。

(14) 「統紀」宝亀六(七七五)年三月丙辰条に「陸奥蝦賊騒動、自夏涉秋、民皆保塞、田疇荒廢」とあり、あるいは延暦元(七八二)年五月甲午条に「陸奥国頃年兵乱、奥郡百姓、並未^な来集^き。勅給^し復三年」とみえる。また九世紀に入っても、「後紀」大同三(八〇八)年十二月甲子条に「奥郡庶民、出走数度」とあり、「統後紀」承和四(八三七)年四月癸丑条に「自去^し去年春、至今^ま年春、百姓妖言、騒擾不止。奥邑之民、去^し居逃^が出。……又栗原、賀美兩郡百姓、逃^が出者多、不得^ず抑留」とあり、さらには同

書承和六年四月丁丑条に「災星屢見、地震是頻。奥県百姓、多以畏逃。又胆沢・多賀兩城之間、異類延蔓、控弦數千」とみえ、承和七年三月壬寅条にも「奥邑之民、共称庚申、潰出之徒、不能抑制」と語られているなど、この地域は慢性的に不安定な状況にあった。

(15) 平川氏、前掲「律令制下の多賀城」。

おわりに

城柵を拠点とする蝦夷支配には、膨大な人員と物資を必要としたが、その調達的方式を地域的にみると、いくつかの枠組みを考えることができると思われる。まずもつとも基礎となるのが、城柵設置地域にできるだけ多くの人びとを集住させ、それらの人びとを兵員、城柵の造営・修理の労働力、軍糧などの供給源にするという方式である。これは古代における農業生産力の水準や兵員・物資の輸送形態に制約された結果と考えられ、蝦夷支配を継続しておこなうためには、少なくとも平時の蝦夷支配体制を維持するのに必要な最小限の兵員や物資は現地で調達できるようにしておくことが、必須のこととされた。城柵が当初から一貫して、移民系や蝦夷系からなる一定数の住民を付属した施設として構築されたのはこのような理由によると考えられる。城柵設置地域に置かれた近夷郡は、城柵を拠点とした蝦夷支配に不可欠な、この地域への移民系住民の十分な定着と安定的な支配とを実現するためにおかれた郡で、蝦夷と境を接した流動的な在地の状況と、他地域からの移民を主体とした特殊な住民構成、弱体な譜第郡領家のもとで、律令的な籍帳支配を実施して、兵員や軍糧を確保しなければならなかった。そのようなことから、

通常の令制郡のように伝統的權威に依拠して住民を安定的に支配することが困難であつたために、郡域を小規模にしてより有効な支配をおこなおうとしたのである。

蝦夷支配のための人員・物資の調達のもうひとつの枠組みとなつたのが、陸奥・出羽（出羽国成立以前は越後国）の両辺要国である。職員令大國条には陸奥・出羽・越後三國の國守の職掌として「饗給（大宝令では撫慰）、征討、斥候」の三項目が規定されている。辺要國の國司は、一方で他の一般の令制國の國司と同様に、国内支配全般にわたる広汎な権限も有していたが、注意すべきことは、この辺要國國司の兩分野にわたる権限は、決してばらばらに併存したのではないということである。というのは、本稿でみたように、辺要國における国内の住民支配は、畢竟、蝦夷支配に必要な兵員・物資などの確保をその主目的としていたといつてよいから、辺要國の國司による蝦夷支配は、その国内支配を前提・基礎としていたといふことができるのである。とすれば、令に規定された二つの分野の職掌も、理念的に同様の關係にあつたとみてよいであろう。ところが現実には、当初からこれら蝦夷と境を接する國の国力のみで蝦夷支配をおこなうことは困難で、和銅元（七〇八）年の出羽郡の建置とそれにつづく出羽國の分離・独立のあたりから、東國・北陸諸國などからの柵戸の大量移配を中心とした辺要國の基盤強化策が組織的に展開され、それが別稿で論じたように、神龜元（七二四）年前後の広域陸奥國の復活とその國府兼鎮守府として建置された多賀城の成立のころにはほゞ一段落して、このころ東國への依存を最小限にとどめて、可能なかぎり陸奥・出羽の現地の国力によつて蝦夷支配を遂行するという政策に転換する。これは、一連の基盤強化策が一定の成果をあげ、ここに至つてようやく律令制の理念である辺要國中心の蝦夷支配体制が一応とれるようになった結果と解され

る。その後、軍団制の強化や当国鎮兵制への移行、さらには国内の出挙利稻による軍糧の儲備などの諸政策によって、平時の兵員・軍糧を辺要国で自弁する体制が確立されていくのである。それは、たとえば延暦五（七八六）年四月に国宰・郡司・鎮將・辺要等の官のおこなうべき任務を規定したなかに、鎮將・辺要官の任務に相当すると思われるものとして「且守且耕軍糧有儲、辺境清肅城隍修理」とあり、「統紀」同年四月庚午条」、辺要国が軍糧を自弁し、独力で辺境の支配、城柵の修理をおこなうことが要請されていることから裏づけられる。

このように蝦夷支配のための人員・物資は、城柵設置地域の近夷郡の人的・物的資源をその基礎とし、そのうえで陸奥・出羽などの辺要国全域の国力を動員して支弁されたが、国司・鎮官らの公廩を別にしても、鎮兵などの常備軍や軍糧などの一部をなお東国に依存したことは周知の事実であり、蝦夷との対立が激化・長期化した場合にはそれでも支えきれず、征討軍が編成されると同時に、より広汎な諸国から武器・軍糧などが調達されたことも、改めていうまでもないであろう。その点で東国などの諸国が対蝦夷政策にはたした役割がきわめて重要であったことはむろんであるが、ここで強調しておきたいのは、律令国家の蝦夷支配は、理念においても、現実においても一貫して陸奥・出羽などの蝦夷と境を接した辺要国が、自国の人員・物資により、城柵を拠点としておこなうという形態を基本としていたと考えられることで、さらにまたかかる方式のもっとも基礎をなしていたのが、近夷郡による蝦夷と境を接した地域の支配であったということができると思うのである。

なお本稿ではふれることができなかったが、隼人支配においても、柵とその付属の住民たる柵戸が存在したことが明らかであるし、薩摩・大隅両国の郡は移民を主体とした国府周辺郡と隼人郡とに二分され、両者においては

賦課も明確に異なることが指摘されている。⁽¹⁾ 国府周辺の郡が東北の近夷郡にほぼ相当しよう。ただ隼人郡が小郡として分立したのは、隼人集団自体の孤立・分散性と律令国家側の分断政策の結果と考えられており、移民を主体とした近夷郡の小ささとは成立の事情を異にするようである。

注(1) 井上辰雄「隼人と大和政権」(学生社 一九七四)、同氏「熊襲と隼人」(歴史新書)(教育社 一九七八)、中村明蔵「隼人の研究」(学生社 一九七七)、同氏「隼人の権」(学生社 一九七八)など参照。